

京都市建築基準条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第63号)
(都市計画局建築指導部建築審査課)

1 次のとおり、特殊建築物の制限に関する規定の適用を除外する措置を講じることとしました。

(1) 市長が避難上及び通行上支障がないと認めるときは、劇場等の敷地と道路との関係に関する制限をしないこととします。

(2) 劇場等又は百貨店、マーケット若しくは物品販売業を営む店舗の敷地について、市長が避難上及び通行上支障がないと認めるときは、前面空地に関する制限をしないこととします。

(3) 交差点の側端から7メートル以内の道路に接する場所に自動車の出入口を設けることができる自動車車庫等として、新たに市長が定める基準に適合するものを加えることとします。

2 その他規定を整備しました。

この条例は、平成30年3月29日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第63号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

6 前各項の規定は、市長が避難上及び通行上支障がないと認めるときは、適用しない。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、市長が避難上及び通行上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第29条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

第32条第3項中「三岔路の交差点の車道が交差しない側に出入口が設けられる自動車車庫等で」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 三岔路の交差点の車道が交差しない側に出入口が設けられる自動車車庫等で次のいずれかに該当するもの

ア 自動車の出入口が接する道路が、幅員が15メートル以上で、車線の数4以上であり、かつ、両側に歩道を有するもの

イ 自動車の出入口が接する道路に交差する道路が他の道路に通じないものであり、かつ、その長さが35メートル以内であるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、別に定める基準に適合するもの

第43条の4第1項中「用途を変更する」を「用途の変更をする」に改め、同条第5項中「第34条第1項」を「第34条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)